

議案第9号

加西市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

加西市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

加西市長 高橋 晴彦

加西市国民健康保険条例の一部を改正する条例

加西市国民健康保険条例（昭和 42 年加西市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条中「第 9 項」を「第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

(審議資料)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）により、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部が改正され、令和6年12月2日に施行されることに伴い、引用条文に条ずれが生じるため、所要の改正を行うもの。